

Realistic

供 託 法

第1章 総論

手続法である「供託法」を学習していきましょう。



学生 「民法や民事執行法などでちらっと出てきましたけど、『供託』って何ですか？」

「供託」とは、たとえば以下のような事情があるため（供託の種類によって事情が異なります）、相手方に金銭などを渡すことができない場合に、国家機関である供託所（法務局にあります）に、代わりに金銭などを預かってもらうことです。

供託の種類	具体例	事情
① 弁済供託	アパートのオーナーと賃借人の間で家賃の額について争いがあり、オーナーが賃借人の提示した賃料を受け取らない場合に賃借人が家賃を供託する。	供託をしないと債務が消えないまま残ってしまう。
② 保証供託 (担保供託)	保全命令を発してもらうために債権者が担保を供託する。	供託をしないと、債権者の本案の請求に理由がなかった場合に、債務者が保全命令を発令されたことにより生じた損害を補填できなくなる可能性がある。
③ 執行供託	債務者の銀行預金に対する差押えが競合した場合に、第三債務者である銀行が供託する。	執行裁判所が配当をする必要がある。
④ 没取供託	選挙に立候補しようとする候補者が供託する（ex. 衆議院議員であれば 300 万円（公職選挙法 92 条 1 項 1 号））。	一定の得票率（ex. 衆議院議員であれば 1/10（公職選挙法 93 条 1 項 1 号））も得られない候補者が多数出馬することを防止する。



第1節 供託の意義

供託：法令の規定に基づいて、金銭、有価証券その他の財産を、国家機関である供託所等に提出してその管理を委ね、終局的には供託所等を通じて、その財産を特定の人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成させる制度

第2節 供託の種類

1 総説

供託は、法令に根拠（供託根拠法令）がなければすることができない。

※供託根拠法令の具体例

民法、民事執行法、民事保全法、公職選挙法

2 供託原因による分類

1. 弁済供託

弁済供託：一定の事由がある場合に、債務者が、債務の目的物を供託所に供託することによりその債務を免れる供託

供託根拠法令として、民法 494 条等がある。

2. 保証供託（担保供託）

（設例）

(1) Bは、旅行業者Aの業務に関する債権者である。BはAの営業により損害を受けた場合に、Aが営業保証供託した金銭の利息の支払を受けることができるか？

(2) 営業保証供託をした者は、廃業をしなくても、その利息の支払を受けることができるか？

保証供託（担保供託）：法令に基づき、特定の者に相手方等が被る可能性のある損害を担保させるためになされる供託
主なものとして、営業保証供託及び裁判上の担保供託がある。

(1) 営業保証供託

取引の相手方が不特定多数であり、取引活動が広範かつ継続的に行われ、取引の相手方に損害を与える可能性が大きい営業について、取引の相手方に対する債務や損害賠償債務を担保するため、金銭等を供託させ、取引の相手方を保護すると共に、営業主の社会的信頼を保証するための供託である。

有価証券：財産権を表章する権利で、権利の移転・行使に証券を要するもの。転々流通しているなら、外貨債も有価証券として供託できる。

供託根拠法令として、宅地建物取引業法 25 条、旅行業法 7 条等がある。

ex1. 不動産業者がその事業を行うには、主たる事務所の最寄りの供託所に営業保証金（1000 万円）を供託しなければならない（宅地建物取引業法 25 条 1 項）。

ex2. 旅行業者がその事業を行うには、主たる事務所の最寄りの供託所に営業保証金（7000 万円等）を供託しなければならない（旅行業法 7 条 1 項、8 条 7 項）。

なお、担保の目的は元本だけである。このため、営業主の債権者は供託金の利息の支払を受けることができないが、営業主は、廃業しなくても、利息の支払を受けることができる。

(2) 裁判上の保証供託

訴訟上当事者が負担すべき訴訟費用等の支払を担保させるため、金銭等を供託することをいう。これは、訴訟手続の円滑な遂行に寄与する。

供託根拠法令として、民事訴訟法 76 条、民事執行法 15 条等がある。

3. 執行供託

執行供託：強制執行、保全執行、滞納処分手続等の各手続の過程において、将来の配当等の実施に備え、執行の目的物（金銭又は換価代金）を執行機関又は第三債務者が供託所に供託すること

供託根拠法令として、民事執行法 91 条、141 条、156 条 1 項、2 項、民事保全法 50 条 3 項、5 項、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（以下「滞調法」という。）20 条の 6 第 1 項、36 条の 6 等がある。

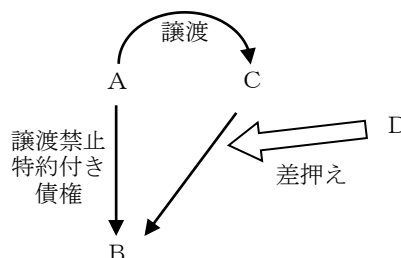
4. 没取供託

没取供託：ある一定の法目的の実現のため、一定の事由が発生した場合に、供託物に対する所有権を剥奪し、これを国に帰属させる内容の供託制度の濫用の防止等の機能を有する。供託根拠法令として、公職選挙法 92 条がある。

cf. 混合供託

弁済供託（民法 494 条）と執行供託（民執法 156 条）の両方を根拠条文としてする供託である。

ex. A の B に対する譲渡禁止特約付きの金銭債権が C に譲渡され、この債権につき、A の債権者 D が差押えをした場合



滞調法：滞納処分（国税徴収法に基づく処分）と強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売との手続の調整を図るため、これらの手続に関する規定の特例を定めている法律。

第3節 供託の要件

1 有効要件

- ① 供託が法令の根拠に基づくこと
- ② 供託の目的物が供託可能なものであること
- ③ 供託が適法な供託所に対してされたこと

2 供託可能な目的物 (1の②)

(設例)

- (1) 有価証券による供託ができない供託は、どのような供託か？
- (2) 振替国債による供託ができない供託は、どのような供託か？

① 金銭

日本の通貨。

金銭による供託は、供託の種類にかかわらず認められる。

② 有価証券

財産権を表章する証券で、わが国で流通するもの

供託の種類		有価証券による供託の可否
1. 弁済供託		○
2. 保証供託	営業保証供託	○
	裁判上の保証供託	○
3. 執行供託		×
4. 没取供託		○ ※国債証書（振替国債も含む）のみ （公選法 92 条）。国債は信用力が 高いため、国債に限られている。

【ゴロ合わせで×を思い出せるように】

融資は受け入れない

有価証券
執行供託

③ その他の物品

ex. 動産・不動産、外国の通貨

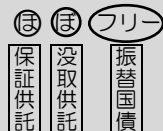


④振替国債

振替国債：その権利の帰属が振替機関として指定されている日本銀行及びその下部機関である口座管理機関（金融機関）に設けられた振替口座簿の記載又は記録によって定まる国債。かつては、国債証券が発行されていたが、ペーパーレス化で現在は振替国債のみが発行される。

供託の種類	振替国債による供託の可否
1. 弁済供託	×
2. 保証供託	○（法令で認めている場合のみ）
3. 執行供託	×
4. 没取供託	○

【ゴロ合わせで○を思い出せるように】



3 適法な供託所（1の③）

供託は、適法な供託所に対してしなければならない。供託所の管轄については、供託物の種類による管轄（事物管轄）と、どこの地の供託所に供託するかについての管轄（土地管轄）に、分けて考えることができる。

1. 事物管轄

(1) 金銭・有価証券

法務局・地方法務局又は支局・法務大臣の指定する出張所に対して供託する（供託法1条）。

(2) 金銭・有価証券以外

(a) 原則

法務大臣の指定する倉庫業者・銀行に対して供託する（供託法5条1項）。

なお、倉庫業者又は銀行は、その営業の部類に属する物で、その保管可能な数量に限り、供託物を保管する義務を負う（供託法5条2項）。よって、法務大臣の指定する倉庫業者は、その営業の部類に属する物以外の物については、供託の事務を取り扱う義務を負わない。

(b) 供託すべき指定倉庫業者・指定銀行がない場合（ex. 不動産）

裁判所が指定した者に対して供託する（民法495条2項）。

2. 土地管轄

(設例)

- (1) 金銭債権の債務者Aは、供託をしようとしたが、債務の履行地に供託所がない。この場合、Aは、法務大臣の指定する供託所に供託しなければならないか？
- (2) 宅地建物取引業者は、従たる事務所の最寄りの供託所に、営業保証金を供託できるか？
- (3) 選挙のための没取供託は、立候補者が立候補しようとしている地を管轄する供託所にする必要があるか？

供託法には土地管轄について一般的な定めがないが、供託根拠法令により管轄供託所が定められている場合には、当該法令の規定する供託所に供託しなければならない。

(1) 弁済供託

(a) 原則

民法495条（供託の方法）

- 1 前条の規定による供託（弁済供託）は、債務の履行地の供託所にしなければならない。

債務履行地に所在する供託所（民法495条1項）

- ex1. 家賃債務の弁済供託は、特約のない限り、賃貸人の住所地の供託所にしなければならない。家賃債務は持参債務である。
- ex2. 交通事故の被害者が行方不明のためにする損害賠償金債務の弁済供託は、被害者の最後の住所地の供託所にしなければならない。不法行為の損害賠償金債務は持参債務である。

もともと、銀行の預金債務の弁済供託は、預金者の住所地の供託所にすることはできず、銀行の本店又は支店等を管轄する供託所にする必要がある。銀行等の預貯金債務は、特段の事情がない限り、その払戻し（弁済）は、その業務取扱営業所の所在地で行われる（取立債務）という慣習があり、また、一般に預金証書等により預入先銀行等の本店又は支店で支払う旨の契約となっているからである。

(b) 例外

金銭債権の弁済供託をする場合、債務履行地にある供託所にすべきであるが（民法495条1項）、その地に供託所がないときは、債務履行地の属する行政区画内における最寄りの供託所に供託をすれば足りる（昭23.8.20民甲2378、大判昭8.5.20）。

(2) 保証供託

(a) 営業保証供託

主たる事務所又は営業所の最寄りの供託所（宅建業法 25 条 1 項，旅行業法 8 条 7 項等）

ex. 宅地建物取引業法の免許を受けた宅地建物取引業者は，営業保証金を主たる事務所の最寄りの供託所にしなければならない。

(b) 裁判上の保証供託

担保を供すべきことを命じた裁判所（発令裁判所）又は（保全）執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内のいずれかの供託所（民訴法 76 条，民執法 15 条，民保法 4 条）

(3) 執行（補助）供託

被差押債権の債務履行地（第三債務者の債務履行地）の供託所（民執法 156 条等）

なお，当該債務履行地に供託所がないときは，債務履行地の最寄りの供託所に供託すれば足りる（昭 23. 8. 20 民甲 2378）。

(4) 没取供託

選挙供託については，法令上管轄供託所の定めがないので，全国どこの供託所でも供託することができる。

3. 管轄違背の供託の効力

（設例）

- (1) A は，管轄外の供託所に供託の申請をしたが，誤って受理されてしまった。この場合，申請が却下されるまでは，当該供託は有効なものとなるか？
- (2) 金銭債権の債務者 A は，当該債権について，管轄外の供託所に弁済供託の申請をしたが，誤って受理されてしまった。ところが，債権者 B は，供託を受諾した。この場合，当該供託は有効なものとなるか？

(1) 原則

法令により管轄供託所が定められている場合において，管轄外の供託所に供託の申請がなされたときには，供託官は，その申請を却下しなければならない（供託規 21 条の 7）。

誤って申請が受理されても，供託は無効である。

(2) 例外

管轄供託所でない供託所になされた弁済供託が誤って受理された場合，当該供託は無効であるが，被供託者が供託の受諾をし（供託規 47 条），又は，還付請求をしたときは，当初から有効な供託として取り扱われる（昭 39. 7. 20 民甲 2594）。

弁済供託の管轄は，債権者の便宜を考えた規定であるためである。

第4節 供託当事者

供託当事者とは、以下の者をいう。

供託者：供託所に自己の名において供託物を提出する者

被供託者：供託所から自己の名において供託物を受領し、債権の満足を得る者

1 供託当事者能力

(設例)

A会は、権利能力なき社団であり、代表者の定めがある。この場合、A会は供託をすることができるか？

【民事訴訟の当事者能力に類似】

供託当事者能力は、「民事訴訟の当事者能力」に類似しています。供託は、民事訴訟の中で出てくる（関連する）ことが多いからです。

供託当事者能力：一般的に供託者、被供託者となり得る能力

供託当事者能力を有している者としては、以下のものが挙げられる。

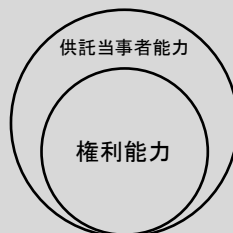
- ① 自然人
- ② 法人

登記された法人以外の法人であっても、供託の当事者となることができる（供託規 14 条 2 項参照）。

ex. 国家公務員共済組合、土地区画整理組合

- ③ 権利能力なき社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの

【イメージ図】



2 供託行為能力

(設例)

- (1) 未成年者は、法定代理人の同意を得て、自ら供託することができるか？
- (2) 被保佐人は、保佐人の同意を得て、自ら供託することができるか？
- (3) 未成年者が法定代理人の同意を得ずに供託をしてしまった場合、当該供託は、取り消されるまでは有効なものとなるか？

【民事訴訟の訴訟能力に類似】

供託行為能力は、「民事訴訟の訴訟能力」に類似しています。供託は、民事訴訟の中で出てくる（関連する）ことが多いからです。



1. 供託行為能力

供託行為能力：自ら供託手続を有効に行い得る能力

供託行為能力に関しては、供託法には別段の定めはないので、民法その他法令の定めに従うことになる。

2. 供託行為能力を有しない者

(1) 未成年者

未成年者が供託当事者となる場合、供託の公的性質から、未成年者が自ら供託をすることは認められず、民法 6 条によって営業の許可を受けている場合等を除き、法定代理人の代理によらなければならないと解されている。

(2) 成年被後見人

成年被後見人が供託をする場合、自ら供託を行うことはできず、必ず法定代理人が代理して供託をしなければならないと解されている（民法 9 条）。

(3) 被保佐人

被保佐人が供託をする場合、保佐人の同意を得て、被保佐人が自ら供託することができるかと解されている（民法 13 条）。

3. 供託行為能力を有しない者が行った供託

供託行為能力を有しない者が行った供託は、取り消すことのできる供託とはならず、無効な供託となると解されている。

3 供託の当事者適格

(設例)

- (1) 第三者による供託が可能である供託は、どのような供託か？
 (2) 第三者による供託をするには、相手方の同意は必要か？

1. 供託の当事者適格

供託の当事者適格：供託当事者として、個々具体的な供託手続を行うために必要な資格

供託の当事者適格を有する者かどうかは、供託根拠法令により定まる実体法上の法律関係によって決定される。

2. 第三者による供託

供託の当事者適格を有する者に代わり、それ以外の第三者が供託者となって、本人のために供託することが許される場合がある。

供託の種類		第三者による供託の可否
1. 弁済供託		○ (※1)
2. 保証供託	営業保証供託	× (※2)
	裁判上の保証供託	○ (※3)
3. 執行供託		× (※4)
4. 没取供託		× (※5)

※1 第三者弁済（民法 474 条）が可能な場合に認められる。

※2 営業保証供託において第三者による供託が認められないのは、営業者の信用力を確認する目的があるためである。

※3 裁判上の保証供託において第三者による供託が認められるのは、金銭的な保証がされればよいからである。

※4 執行供託において第三者による供託が認められないのは、弁済供託の性質を有するものであっても、供託の基礎となっている実体上の法律関係は、専ら執行手続上のものであるからである。

※5 没取供託において第三者による供託が認められないのは、候補者等に供託させることに意義があるからである。

第三者が供託する場合、相手方の承諾は不要であり、供託書に第三者の住所、氏名を供託者として表示し、第三者として供託する旨を備考欄等に記載すれば足りる。第三者としては、供託がされればよいからである。

第2章 供託受入手続

【供託受入手続のPoint】

供託受入手続は、供託払渡手続に比べて、手続が簡易になっています。なぜなら、供託の受入れである、つまり、供託をする者が“金銭などを出す”手続だからです。よって、そこまで厳格に審査をする必要がないということになります。



第1節 総説

1 供託受入手続の概要

1. 供託書の提出

供託規13条（供託書）

- 1 金銭又は有価証券の供託をしようとする者は、供託の種類に従い、第1号から第11号までの様式による供託書を供託所に提出しなければならない。

供託の申請は、供託の種類に従い、供託書式第1号から第11号までの様式による供託書（「OCR用供託書」という）を供託所に提出してしなければならない（供託規13条1項）。

※OCRとは？

optical character reader（光学的文字読取装置）の略。印刷の文字又は手書きの文字をスキャナーで読み取り、テキストデータにする。

当事者出頭主義に関する規定はない。供託者は、供託所に出席して供託書を提出する必要はなく、郵送によってすることもできる。また、使用者によって提出することもできる。

2. 審査

（設例）

供託官の供託の審査の対象は、手続的要件の存否に限られ、当該供託が実体法上有効なものであるか否かという実体的要件の存否には及ばないといえるか？

供託の申請がなされると、供託官は、提出された供託書及び添付書類並びに提示書類を審査する。この審査は、いわゆる形式的審査であって、もっぱら提出された供託書及び添付書類並びに提示書類の記載事項に基づいて行われる。

もっとも、その審査の対象は、供託書の適式性、添付書類の存否等の手続的要件に限られるものではなく、提出された供託書及び添付書類に基づいて判断しうる限りにおいて、供託原因の存否等当該供託が実体法上有効なものであるか否かという実体的要件にも及ぶと解するのが相当であるとされている（最判昭 59.11.26）。

ex. 公共料金の値上げに対して、従来の料金を提供して受領を拒否された場合に於ける供託は、供託官の審査により却下される。

3. 供託の受理

供託官は、供託を受理すべきものと認めるときは、供託受理の手続をする。

4. 却下

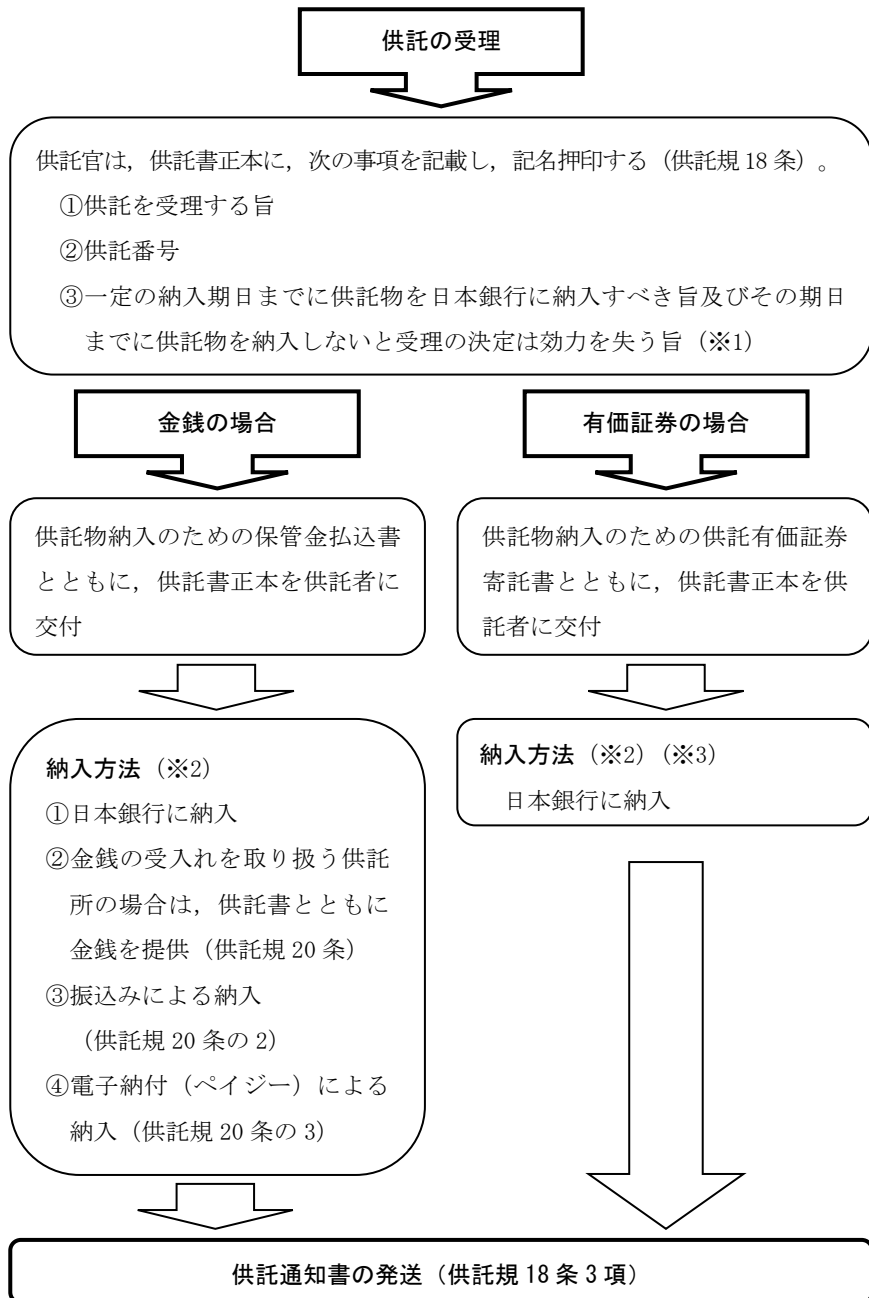
供託官は、供託を受理すべきでないとき、却下決定書を作成して、これを供託者に交付しなければならない（供託規 21 条の 7）。

5. 受理後の手続

(設例)

供託書とともに有価証券を提供することで、有価証券の供託をすることができるか？

【受理後の手順の流れ】



※1 金銭の受入れを取り扱う供託所（現金取扱庁）の場合には、供託金を受領した旨を記載する（供託規 20 条 2 項）。この場合、供託官は、供託者に、保管金払込書は交付せず、供託書正本のみを交付する。

なお、供託金（現金）の受入れを取り扱う供託所（現金取扱庁）に対しては、供託金を現金書留で郵送する方法による供託申請が可能である。

※2 供託金及び有価証券の納入期日及び供託金振込みの期日は、原則として、供託を受領した日から 1 週間後の日でなければならない（供託準則 37 条）。実務では、供託受理の日から 8 日後の日が指定されている。

※3 有価証券を取り扱う供託所は存在しないので、有価証券の供託は、日本銀行に納入する方法となる。

6. 供託の成立

供託は、供託受理の時ではなく、供託物の納入、受領の時に成立する。

2 供託書の記載事項

1. 供託書への記載

（設例）

- (1) 供託書には、供託者又は代理人の押印を要するか？
- (2) A は、抵当権付き債権の債務者であるが、弁済供託をしようとしている。この場合、A は、抵当権の抹消登記を反対給付の内容とすることができるか？

供託書には次の事項を記載しなければならない（供託規 13 条 2 項）。

①供託者の氏名・住所（法人等の場合は、名称・主たる事務所）

第三者による供託の場合、供託者欄には、第三者の氏名・住所を記載し、備考欄に第三者として供託する旨を記載する（昭 18. 8. 13 民甲 511）。

なお、相続財産管理人（民法 918 条 3 項）や遺言執行者（民法 1012 条）等の自己の名で他人の財産を管理する者は、その財産管理の一環としてする供託においては、本人ではなく、他人の財産の管理人自らが供託者となる。

②代理人の氏名・住所（法人等の場合は、代表者等の氏名）

③供託金の額又は供託有価証券の名称・総額面・券面額（券面額のない有価証券についてはその旨）・回記号・番号・枚数・附属利賦札及びその最終の渡期

④供託の原因たる事実

供託の原因たる事実は、個々の事案に応じて具体的に記載する。

ex1. 数か月分の家賃をまとめて供託する場合には、供託する賃料欄に、「平成 20 年 6 月分から同年 10 月分まで」等と記載する（昭 34. 3. 24 民 4. 59）。

ex2. 延滞賃料をまとめて供託する場合、供託書の事由欄には、「各支払日に提供したが受領を拒否された」と記載する（昭 37. 5. 31 民甲 1485）。

⑤法令の条項

⑥被供託者の氏名・住所（法人等の場合は、名称・主たる事務所）

被供託者が、法人等である場合に代表者等を記載する必要はない。

債権者不確知を理由に供託をする場合の被供託者の記載は「甲又は乙」や「住所何某の相続人」等とする。

⑦供託により消滅する質権・抵当権の表示

供託により消滅する質権・抵当権については、「千代田区千代田 1 丁目 1 番の土地の東京法務局平成 20 年 4 月 1 日受付第 3456 号の抵当権」等のように特定して記載する。

なお、抵当権等の登記は供託をしたことによって職権抹消されることはなく、供託の手続とは別個に申請しなければならない。

⑧反対給付を受けることを要するときは反対給付の内容

反対給付の内容の具体例として、以下のような記載がある。

- i 家賃の弁済供託における家屋の修繕義務
- ii 不動産売買代金の弁済供託における所有権移転登記
- iii 受取証書の交付

抵当権付き債権についての弁済供託において、抵当権抹消登記を反対給付の内容とすることは原則としてできない。民法上債務の弁済が先履行だからである。

ただし、債務の履行と抵当権抹消登記を同時履行とする特約がある場合、反対給付の内容として記載できる（昭42.3.6民甲353）。

⑨取戻し・還付に必要な官庁の承認等に関する事項

⑩裁判上の手続に関する供託の場合は、裁判所の名称・件名・事件番号

⑪供託所の表示

⑫供託申請年月日

※供託書に金銭その他の物の数量を記載する場合、アラビア数字を用いなければならない。ただし、縦書をするときは「壺，弐，参，拾」の文字を用いなければならない。

※供託書には供託者又は代理人等の押印は要しない。

2. 訂正

(設例)

供託書に記載された供託金額を訂正することができるか？

(1) 原則

記載事項について訂正，加入又は削除をするときは，二線を引いてその近傍箇所に正書し，その字数を欄外に記載して押印し，訂正又は削除をした文字は，なお読むことができるようにしておかなければならない（供託規6条4項本文）。ただし，供託者又は請求者が供託書，供託通知書，代供託請求書又は附属供託請求書の記載事項について訂正，加入又は削除をするときは，これらの書面に押印することを要しない（供託規6条4項ただし書）。

(2) 例外

供託書，供託通知書，代供託請求書，附属供託請求書，供託有価証券払渡請求書又は供託有価証券利札請求書に記載した供託金額，有価証券の枚数及び総額面又は請求利札の枚数については，訂正，加入又は削除をしてはならない（供託規6条6項）。

【訂正等が禁止される文書】

適用対象	記載事項
①供託書	i 供託金額
②供託通知書	ii 有価証券の枚数
③代供託請求書	iii 総額面
④附属供託請求書	iv 請求利札の枚数
⑤供託有価証券払渡請求書	
⑥供託有価証券利札請求書	

3. 磁気ディスクの添付

OCR用供託書を提出して供託をしようとする場合においては、原則として、供託規則 13 条 2 項各号に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した磁気ディスク（FD等）を当該供託書に添付することができる（供託規 13 条の 3 第 1 項前段）。

第2節 供託書の添付書類・提示書類

1 添付と提示

(設例)

- (1) 株式会社A商事が供託をする場合、代表者の資格証明書を添付しなければならないか？
- (2) 登記されていない法人が供託をするには、代表者の資格証明書を提示するだけで足りるか？
- (3) 権利能力なき社団A会は、供託をしようとしている。この場合、代表者又は管理人の資格証明書を提示するだけで足りるか？
- (4) 上記(3)の事例において、A会は、代理人によって供託をする場合には、代理権限証書を添付する必要があるか？

供託書には、以下の書面を添付又は提示する必要がある。

1. 資格証明書

法人の代表者等の資格を証する書面の添付又は提示については、次のとおりである（供託規 14 条 1 項前段、2 項、3 項、供託準則 31 条）。

	法人		法人でない 社団・財団
	登記されている	登記されていない	
書面	登記所が作成したその代表者の資格を証する書面 (登記事項証明書) …①	代表者の資格を証する書面 (関係官庁の証明書) …②	定款又は寄附行為及び代表者又は管理人の資格を証する書面 (代表者の選任決議書等)…③
提示・添付	提示	添付	

①提示で済むのは、同じ法務局の法人登記部門で法人の代表者の確認が可能だからである。

②添付まで要求するのは、他の官庁が資格証明書を作成するので、問題発生に備えて、当該証明書を法務局の手元に残す必要があるからである。

③定款・寄附行為の添付まで要求されるのは、当該社団・財団の存在の有無及び代表者・管理人の定めがあるかどうか確認するためである。

※なお、破産管財人、遺言執行者等の法律上自己の名において他人の財産を管理する権限を有する者は、当該管理財産に係る債務について、弁済供託

ができるので、破産管財人が供託する場合には、資格証明書として、裁判所の選任を証する書面を添付しなければならない。

2. 代理権限証書

供託規 14 条（資格証明書の提示等）

- 4 代理人によつて供託しようとする場合には、代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。この場合において、第 1 項後段の規定（簡易確認手続の規定）は、支配人その他登記のある代理人によつて供託するときに準用する。

代理人によつて供託しようとする場合には、代理人の権限を証する書面を、提示しなければならない（供託規 14 条 4 項前段）。

なお、委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑についての印鑑証明書を添付することを要しない（供託規 26 条 1 項参照）。

3. 振替国債を供託する場合の資料提供

振替国債を供託するときは、その銘柄・利息の支払期・償還期限を確認するために必要な資料を提供しなければならない。

※印鑑証明書の添付は不要である。

2 簡易確認手続

供託規 14 条（資格証明書の提示等）

- 1 登記された法人が供託しようとするときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。この場合において、供託所と証明をすべき登記所が同一の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（法務大臣が指定したものを除く。）であるときは、その記載された代表者の資格につき登記官の確認を受けた供託書を提出して、代表者の資格を証する書面の提示に代えることができる。

1. 意義

簡易確認手続とは、登記された法人の代表者や、登記された代理人（支配人等）の資格を証する書面を提示しなければならない場合において、供託所と当該資格の証明をすべき登記所（法務大臣が指定したものを除く）が同一であるときに、供託書に記載された代表者や代理人の資格について登記官の確認を受けた供託書の副本を提出し、代表者又は代理人の資格を証する書面の提示に代える手続をいう。

2. 簡易確認手続が認められる書面

供託の際に、簡易確認手続が認められる書面は、登記された法人の代表者の資格証明書と支配人等の代理権限証書である（供託規 14 条 1 項後段、4 項後段）。

3 資格証明書等の有効期間

(設例)

供託の申請に際して、資格証明書を添付しなければならない場合、資格証明書はいつ作成したものであってもかまわないか？

供託規 9 条（資格証明書等の有効期間）

供託所に提出又は提示すべき代表者又は管理人の資格を証する書面、代理人の権限を証する書面であつて官庁又は公署の作成に係るもの及び印鑑の証明書は、この規則に別段の定めがある場合を除き、その作成後 3 月以内のものに限る。

4 添付書類の援用

供託規 15 条（添付書類の省略）

同一の供託所に対して同時に数個の供託をする場合において、供託書の添付書類に内容の同一のものがあるときは、一個の供託書に一通を添付すれば足りる。この場合には、他の供託書にその旨を記載しなければならない。

5 添付書類の原本還付

供託規 9 条の 2（添付書類の原本還付）

- 1 供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類については、供託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、第 30 条第 1 項の証明書及び代理人の権限を証する書面（官庁又は公署の作成に係るものを除く。）については、この限りでない。
- 4 委任による代理人によつて供託書、代供託請求書又は附属供託請求書に添付した書類の還付を請求する場合には、代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。

供託書に添付した書類については、原本還付の手続をとることができる（供託規 9 条の 2 第 1 項本文）。委任による代理人によって原本の還付を請求する場合には、代理人の権限を証する書面を提示しなければならない（供託規 9 条の 2 第 4 項）。

官公署が作成したもの以外の代理権限証書と、官公署作成の支払証明書は原本還付ができない（供託規 9 条の 2 第 1 項ただし書）。官公署が作成したもの以外の代理権限証書の原本還付ができないのは、後に確認することが困難であるためである。

第3節 供託通知書

1 供託通知書の発送の請求

(設例)

- (1) 金銭債権の債務者Aは、弁済供託をした。この場合、Aは、供託官に、当該債権の債権者Bに供託通知書を発送することを請求しなければならないか？
- (2) 上記(1)の事例において、AがBに供託の通知をしなかった場合、供託は無効となるか？

供託規16条（供託通知書の発送の請求等）

- 1 供託者が被供託者に供託の通知をしなければならない場合には、供託者は、供託官に対し、被供託者に供託通知書を発送することを請求することができる。この場合においては、その旨を供託書に記載しなければならない。

供託者が被供託者に供託の通知をしなければならない場合（※）、供託者は以下の方法を選択することができる。

- ①自ら債権者に通知をする
- ②供託官に供託通知書の発送を請求して通知する（供託規16条1項前段）

供託通知書の送付は、本来供託者自身が行うが（民法495条3項）、供託通知を確実に行わせるため供託者の請求により供託官が行うという方法も定められた（供託規16条1項）。

供託通知書は供託者の選択に従い、普通郵便、書留郵便、配達証明郵便等の方法により発送する（供託準則45条1項）。

※「供託の通知をしなければならない場合」とは、弁済供託等の場合であり、例えば、営業保証供託は、供託の通知をしなければならない場合に当たらない。

2 供託通知の効果

供託の通知は、被供託者に、供託が成立し還付請求権が発生したことを知らせ、その還付請求権を行使する場合の便宜を与えるものにすぎず、供託の有効要件ではない。

よって、供託の通知をなすべき場合において、供託の通知がなされなかったときでも、供託の効力に影響を及ぼさない。また、供託者から発送請求を受けて供託官が行う供託通知書の送付は、行政訴訟の対象となる処分ではない。

第4節 一括供託

(設例)

- (1) 公営住宅の賃借人A, B, Cは, 家賃を供託しようとしている。このように供託当事者が異なる場合において, 一括供託をすることができるときはあるか?
- (2) 供託原因が異なる場合において, 一括供託をすることができるときはあるか?

供託準則26条の2(一括供託)

供託官は, 相当と認めるときは, 当事者又は供託原因が異なる数個の供託を一通の供託書でさせることができる。ただし, 供託番号は, 各別に付さなければならない。

供託官に相当と認められた場合, 1 通の供託書で複数の供託をすることができる(供託準則26条の2)。「相当と認めるとき」とは, 以下の①かつ②を満たす場合である(昭53.2.1民4.603)。

①供託原因たる事実に共通性が認められるため, 供託書に一括し記載するのが便宜であること

②供託物の取戻し又は還付も一括してなされる蓋然性が高いこと

ex1. 数か月分の家賃の一括供託

ex2. 公営住宅等の入居者による集団的家賃弁済供託

※供託原因が異なる場合でも, 一括供託をすることは可能である。

ex. 供託原因が受領拒否と受領不能である場合

第3章 供託払渡手続

【供託払渡手続のPoint】

供託払渡手続は、供託受入手続に比べて、手続が厳格になっています。なぜなら、供託物の払渡しである、つまり、供託者や被供託者などが“金銭などを受け取る”手続だからです。よって、受け取る権限のない者に供託物を渡してしまっただけでは一大事になりますので、厳格に審査をする必要があるということになります。



第1節 総説

1 供託払渡手続の概要

1. 取戻請求権と還付請求権

(1) 2つの手続

供託が手続上有効に成立すると、供託物は供託所が保管するという状態である供託関係に入り、この関係を終了させる手続を供託物の払渡手続という。

この供託物の払渡手続には、供託関係に基づく権利者たる被供託者に供託物を払い渡す「還付」と供託者に供託物を払い渡す「取戻し」の2種類の手続がある。

【基本用語】



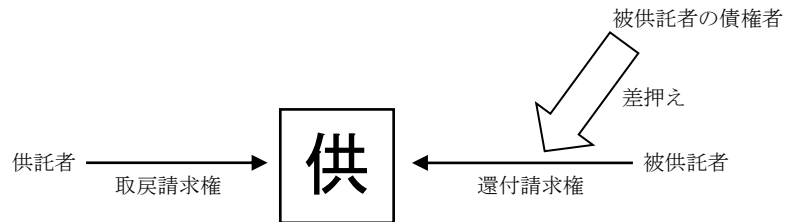
※払渡請求権：取戻請求権と還付請求権の総称



(2) 2つの請求権の関係

(設例)

弁済供託において、被供託者の債権者が供託物の還付請求権を差し押さえた後、供託者は、供託物の取戻しを請求することができるか？



(a) 総論

取戻請求権と還付請求権は、それぞれ独立した別個の権利であり、一方の請求権の処分・処分の制限（差押え、仮差押え等）等は、原則として、他方の請求権に影響を及ぼさない。

(b) 2つの請求権の関係性の具体例

一方の請求権について以下の事由が生じても、他方に影響を及ぼさない。

①一方の請求権の差押え

- ex1. 還付請求権が差し押さえられたとしても、供託者は供託物の取戻しを請求することができる。
- ex2. 取戻請求権が差し押さえられたとしても、被供託者は供託物の還付を請求することができる。

②一方の請求権の時効中断

- ex. 取戻請求権についての時効が中断しても、還付請求権についての時効は中断しない。

③一方の請求権の時効消滅

- ex. 取戻請求権が時効によって消滅した後であっても、被供託者は供託物の還付請求をすることができる。

④一方の請求権の譲渡

- ex. 被供託者は、供託者が供託金取戻請求権を第三者に譲渡し、その旨を供託所に通知した場合でも、供託金の還付請求をすることができる。

(c) 2つの請求権の譲渡性

取戻請求権及び還付請求権は、債権譲渡の方法により譲渡することができる。

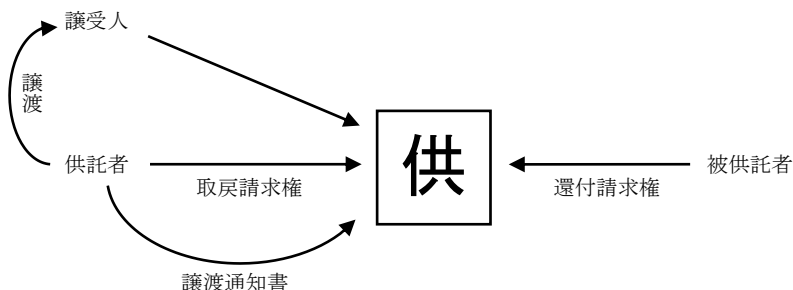
①譲渡方法

供託所に債権譲渡通知をすることで譲渡する。払渡しをするのは供託所であるため、供託所がインフォメーションセンターとなる。

この場合、譲渡通知書に押印した印鑑について印鑑証明書の添付は不要である。ただし、払渡請求の際に印鑑証明書の添付が要求される。

②対抗要件の具備

譲渡通知書が供託所に到達すると、通知書に受付の年月日時分が記載され（供託規 5 条）、これにより、確定日付のある通知となって、第三者対抗要件を具備することになる（民法 467 条 2 項）。官公署である供託所が日付を記載したからである（民法施行法 5 条 1 項 5 号）。



2. 供託物払渡請求書の提出

(設例)

- (1) 金銭の払渡請求をするには、何通の供託物払渡請求書の提出が必要か？
- (2) 振替国債の払渡請求をするには、何通の供託物払渡請求書の提出が必要か？

供託規 22 条（供託物払渡請求書）

- 1 供託物の還付を受けようとする者又は供託物の取戻しをしようとする者は、供託物の種類に従い、第 25 号から第 26 号の 2 までの書式による供託物払渡請求書（供託物が有価証券又は振替国債であるときは請求書 2 通）を提出しなければならない。

供託物の還付を受けようとする者又は供託物の取戻しをしようとする者は、供託物の種類に従い供託物払渡請求書を提出しなければならない（供託規 22 条 1 項）。なお、郵送又は使者により供託物払渡請求書を提出して、払渡請求することもできる。

※払渡請求書の通数

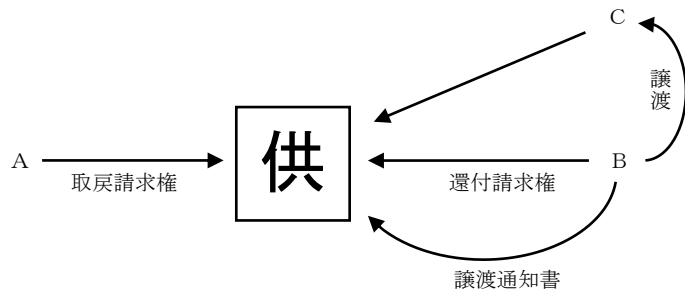
- ① 供託物が金銭の場合…1通
- ② 有価証券の場合…2通（供託規 22 条 1 項括弧書）
- ③ 振替国債の場合…2通（供託規 22 条 1 項括弧書）

金銭の場合には小切手が交付され、それを認可の証拠とできるのと異なり、振替国債では、認可の証拠が請求者に残らないので、請求者に控えを残すため、払渡請求書が2通要求される。

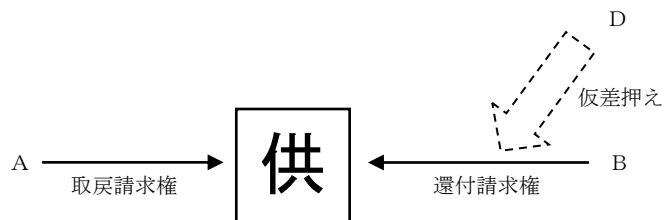
3. 供託の受諾等

(設例)

- (1) 金銭債権の債務者Aは、弁済供託をした。この場合、当該債権の債権者Bは、口頭で供託を受諾することができるか？
- (2) 上記(1)の事例において、Bが供託物還付請求権をCに譲渡して、供託所に譲渡通知書を送付した場合、供託受諾の意思表示があったといえるか？



- (3) 上記(1)の事例において、Dの申立てによりBの還付請求権が仮差押えの執行を受けた場合、Dは、供託受諾をすることができるか？



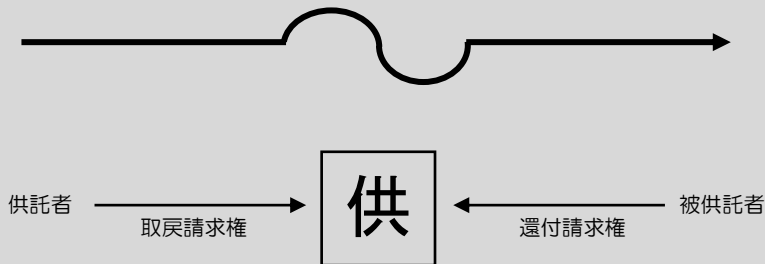
民法496条（供託物の取戻し）

- 1 債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかったものとみなす。

供託規 47条（受諾書等の提出）

弁済供託の債権者は、供託所に対し供託を受諾する旨を記載した書面又は供託を有効と宣告した確定判決の謄本を提出することができる。

【供託物の方向性】



(1) 受諾の意思表示

受諾の意思表示とは、被供託者が供託者の供託を認める（還付する気がある）という、供託所に対しての意思表示である。

(a) 通常の場合

供託所に対し供託を受諾する旨を記載した書面を提出する方法である必要がある（供託規 47 条）、口頭によってすることはできない。

(b) その他の場合

① 供託物払渡請求権の譲渡の場合

供託物払渡請求権が譲渡された場合、債務者たる供託所及びその他の第三者への対抗要件は、譲渡の意思表示が明確に記載されている譲渡通知書を供託所に送付することにより行われる（上記 1. (2) (c) ②）。そして、供託物還付請求権の譲渡通知書の提出により、供託受諾の意思表示があったとされる（昭 33. 5. 1 民甲 917）。

② 債権者不確知供託の場合

供託書に記載された債権者のうちの 1 人が、供託金のうち自己の債権額に相当する部分について供託を受諾する旨の供託受諾書を提出したときは、受理される。これは、被供託者が自らを真実の債権者であることを確定的に証明していない場合においても、供託受諾として受理される（昭 31. 4. 10 民甲 767）。供託者による取戻しを封じるために認められている。

③ 債権額に争いがある供託の場合

供託金払渡請求書の備考欄に「供託受諾、ただし債権額の一部として受領する」旨の記載をすることができる。債権全額に対する弁済の効力を認めたと解される債権者の不利益を避けるためである。これにより還付を受けたときは、当該供託金は債権の一部の弁済に充当されたものとされる（最判昭 36. 7. 20, 最判昭 38. 9. 19）。

④還付請求をするのに反対給付を要する場合

受諾の意思表示は，還付請求をするのに反対給付を要する場合でもすることができる。

【供託受諾の意思表示の可否】

有効にできる者	有効にできない者
①還付請求権の譲受人 ②差押債権者 ③転付債権者 ④取立債権者 ⑤一般債権者（債権者代位による）	①還付請求権の仮差押債権者 （理由） 還付請求権の処分を禁ずる地位を有するにすぎないからである。

※供託金払渡請求権の質権者

供託金払渡請求権の質権者は，その質権の実行として，直接取立権（民法 366 条 1 項）を行使して供託所に対して払渡請求をすることができる他，当該供託金払渡請求権につき差押命令（民執法 193 条 2 項，145 条）を得て，取立権を行使することも（民執法 193 条 2 項，155 条），転付命令を得ることも（民執法 193 条 2 項，159 条）可能である。

(2) 受託の意思表示の撤回

被供託者が，供託受諾の意思表示をした場合には，これを撤回することはできない（昭 37. 10. 22 民甲 3044）。

2 供託物払渡請求書の記載事項

（設例）

- (1) B が供託物払渡請求をする場合，払渡請求書に B は押印する必要があるか？ なお，代理人により払渡請求をする場合ではないとする。
- (2) 供託有価証券払渡請求書に記載された有価証券の枚数を訂正することができるか？
- (3) 供託物払渡請求書に記載された供託金額を訂正することができるか？